

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

3月31日 疑義解釈（その1）追加版

2022年度 調剤報酬改定の押さえておくべきポイント

「オンライン服薬指導、リフィル処方箋」について

作成：日医工株式会社 地域連携推進部長（MPSチーム統括）松平哲也
 （公社）日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第5021号

参考資料：2022年3月 4日 厚生労働省「令和4年度診療報酬改定について」
 2022年3月25日 「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」
 2022年3月31日 「疑義解釈資料の送付について（その1）」
 「調剤報酬点数表における「連携強化加算」の施設基準等の取扱いについて」
 「薬機法施行規則の一部を改正する省令の施行について（オンライン服薬指導関係）」
 「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」
 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その69）」

凡例

経過措置

施設基準
の届出

疑義解釈
(要約)

2022年3月31日に発出された通知および事務連絡から、MPS資料として編集しています。厚労省ホームページにて原本もご確認ください。

※施設基準の届出書式のアドレスについては、厚労省により官報告示後の「ファイルの差し替え」により、リンク切れが生じている場合があります。

資料No.20220404-1188-2

薬機法のルールの見直しを踏まえた、
 外来患者及び在宅患者に対するオンライン服薬指導等について、要件及び評価の見直し

改定前	改定後
<p>【薬剤服用歴管理指導料】 4 情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合 43点 （新設） （新設）</p> <p>[算定要件] ・オンライン診療を受診の患者であって、<u>3か月以内に対面による薬剤服用歴管理指導料を算定している患者に対して、情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合に月1回に限り算定</u></p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">オンライン診療に伴う処方箋で対面による服薬指導をしている患者限定</p> <p>・加算は算定不可</p> <p>・情報通信機器等の十分な体制整備（要届出）</p> <p>・1か月あたりの薬剤服用歴管理指導料、同在宅指導料に占める算定回数割合が1割以下であること</p>	<p>【服薬管理指導料】 4 情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合 イ.原則3か月以内に再度処方箋を提出した患者 45点 ロ.上記の患者以外の患者に対して行った場合 59点</p> <p>[算定要件] ・情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合に、処方箋受付1回につき算定 患者の制限の撤廃</p> <p>・<u>イの患者で手帳を提示しないものに対してはロを算定</u></p> <p>(削除) 各加算の算定が可能に</p> <p>(削除) 届出なく算定が可能に</p> <p>(削除) 算定割合の制限も撤廃</p>

算定要件の根拠となっている、薬機法の施行規則についても、2022年3月31日に改正する旨、通知されています

疑義解釈 2022年3月31日① 問33
 ・かかりつけ薬剤師指導料等について、かかりつけ薬剤師が情報通信機器を用いた服薬指導を行う場合は、それぞれの算定要件を満たせば算定可能

疑義解釈 2022年3月31日① 問24

- ・服薬管理指導料の「4」情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合（オンライン服薬指導）及び在宅患者オンライン薬剤管理指導料における「関連通知」とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の施行について（オンライン服薬指導関係）」（令和4年3月31日薬生発0331第17号 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）を指す

<https://www.mhlw.go.jp/content/000922763.pdf>

【事務連絡（2022年3月31日）】

「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」

- ・医療機関は患者の希望する薬局に、**処方箋の備考欄に、「オンライン服薬指導希望」と記載された FAX、メール等による処方箋情報を送付**
- ・医療機関は、対面診療、オンライン診療のいずれの場合にも**患者に処方箋原本を渡さずに、薬局に処方箋原本を送付**
- ・医療機関から処方箋情報の送付を受けた薬局は、医療機関から**処方箋原本を入手するまでの間は、FAX、メール等により送付された処方箋情報を処方箋とみなして調剤等を行う**
- ・薬局は、医療機関から**処方箋原本を入手し、以前にFAX、メール等で送付された処方箋情報とともに保管する**

【事務連絡（2022年3月31日）】

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その69）」

- 電話を用いて服薬指導を行った場合
改定後の服薬管理指導料等の算定要件を満たせば、引き続き、**旧調剤点数表における薬剤服用歴管理指導料とその加算の点数等を算定**
- 情報通信機器を用いて服薬指導を行った場合
算定要件を満たせば、**改定後の調剤点数表における服薬管理指導料4等を算定**

在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者の場合

- 電話を用いて薬学的管理指導を行った場合は要件を満たせば、**旧調剤点数表における薬剤服用歴管理指導料の「1」に掲げる点数を算定**
- 情報通信機器を用いた薬学的管理指導を行った場合
算定要件を満たせば、**改定後の調剤点数表における在宅患者オンライン薬剤管理指導料を算定**

居宅療養管理指導費等を算定している患者

- 要件を満たせば、同一月内において一度も居宅療養管理指導費等を算定しなかった場合に限り、引き続き、**旧調剤点数表における薬剤服用歴管理指導料に掲げる点数を算定**

在宅患者に対するオンライン服薬指導について、算定上限回数等の要件及び評価の見直し

改定前	改定後
<p>【在宅患者オンライン服薬指導料】 (在宅患者訪問薬剤管理指導料)</p> <p style="text-align: right;">(月1回) 57点</p> <p>[算定要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い処方箋が交付された患者であって、在宅患者訪問薬剤管理指導料を月一回算定しているものに対する情報通信機器を用いた服薬指導 (訪問薬剤管理指導と同日に行う場合を除く) <p style="text-align: center;">月2回指導のうち1回がオンライン対応可能</p> <ul style="list-style-type: none"> 加算ならびに在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料は算定不可 情報通信機器等の十分な体制整備 (要届出) 薬剤師1人につき、他の在宅患者訪問薬剤管理指導料と合わせて週40回のうち、週10回を限度として算定可能 	<p>【在宅患者オンライン薬剤管理指導料】 (在宅患者訪問薬剤管理指導料)</p> <p>(他の訪問薬剤管理指導料と合わせて月4回まで) 59点</p> <p>(末期の悪性腫瘍の患者、中心静脈栄養法の対象患者は、週2回かつ月8回まで)</p> <p style="text-align: right;">複数回実施が可能に</p> <p>[算定要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対する情報通信機器を用いた薬学的管理及び指導 (訪問薬剤管理指導と同日に行う場合を除く) <p style="text-align: right;">全ての在宅患者が対象に</p> <p>(削除) 加算等の算定が可能に</p> <p>(削除) 届出なく算定が可能に</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬剤師1人につき、他の在宅患者訪問薬剤管理指導料と合わせて週40回に限り算定可能 <p style="text-align: right;">週10回の制限が撤廃</p>

当該指導の算定は地域支援体制加算における「在宅患者訪問薬剤管理指導料の実績」には含まれない点は変更なし

算定要件の根拠となっている、薬機法の施行規則についても、2022年3月31日に改正する旨、通知されています

【在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料】

【在宅患者訪問薬剤管理指導料】

麻薬管理指導加算、乳幼児加算、小児特定加算

在宅患者に対するオンライン服薬指導について、加算が算定可能に

改定前	改定後
<p>【在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料】</p> <p>計画的な訪問薬剤管理指導に疾患の急変の場合 500点 上記以外の場合 200点</p>	<p>【在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料】</p> <p>計画的な訪問薬剤管理指導に疾患の急変の場合 500点 上記以外の場合 200点 (情報通信機器を用いた薬学管理及び指導を行った場合には、 在宅患者緊急オンライン訪問薬剤管理指導料を算定) 59点</p>
<p>【在宅患者訪問薬剤管理指導料】</p> <p>麻薬管理指導加算 1回につき100点加算</p>	<p>【在宅患者訪問薬剤管理指導料】</p> <p>麻薬管理指導加算 1回につき100点加算 (在宅患者オンライン薬剤管理指導料を算定する場合には、 処方箋受付1回につき22点加算)</p>
<p>乳幼児加算 1回につき100点加算</p>	<p>乳幼児加算 1回につき100点加算 (在宅患者オンライン薬剤管理指導料を算定する場合には、 処方箋受付1回につき12点加算)</p>
<p>(新設) いずれも外来の場合と同じ点数</p>	<p>小児特定加算 1回につき450点加算 (在宅患者オンライン薬剤管理指導料を算定する場合には、 処方箋受付1回につき350点加算)</p> <p>※在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料についても同様。</p>

対象患者	医師の処方により、薬剤師による服薬管理の下、一定期間内に処方箋の反復利用が可能な患者
リフィルによる処方	医師がリフィル処方が可能と判断した場合には、 処方箋の「リフィル可」欄にレ点 を記入
使用回数	リフィル処方箋の総使用回数の上限は 3回まで
投薬期間	1回当たり、及び総投薬期間は、医師が患者の病状等を踏まえ、個別に 医学的に適切と判断した期間
投与可能薬剤	投薬量に限度の定めのある、 新薬、麻薬、向精神薬、及び湿布薬は、リフィル処方箋による投薬不可
リフィル処方箋の調剤可能期間	1回目 の調剤の可能な期間は、 通常の処方箋と同様 (処方箋発行日を含め4日以内) 2回目以降 の調剤は、 次回調剤予定日 (調剤日 + 調剤日数 + 1日) の 前後7日以内

疑義解釈 2022年3月31日① (医科) 問254
 ・処方箋の交付について、リフィル処方を行う医薬品と行わない医薬品を処方する場合には、**処方箋を分ける必要がある**

疑義解釈 2022年3月31日① (医科) 問255
 ・処方箋の交付について、リフィル処方により2種類以上の医薬品を投薬する場合であって、それぞれの医薬品に係るリフィル処方箋の**1回の使用による投薬期間が異なる場合**又はリフィル処方箋の**使用回数の上限が異なる場合は、医薬品ごとに処方箋を分ける必要がある**

診療報酬請求書等の記載要領等の一部改正
 2022年3月25日(医科)
 (処方箋の記載上の注意事項)
 ・**外用薬をリフィル処方する場合**について、1回当たりの使用量及び1日当たりの使用回数を記載した場合であっても、**必ず投与日数を記入すること**

疑義解釈 2022年3月31日① 問7
 ・(2回目以降の調剤における、「次回調剤予定日の前後7日以内」についての具体的な考え方)
 例えば、次回調剤予定日が6月13日である場合、次回調剤予定日を含まない前後7日間の6月6日から6月20日までの間、リフィル処方箋による調剤を行うことが可能である。ただし、調剤した薬剤の**服薬を終える前に次回の調剤を受けられるよう、次回調剤予定日までに来局することが望ましいこと等を患者に伝えること**

疑義解釈 2022年3月31日① 問10
 ・リフィル処方箋を次回調剤予定日の**前後7日以外の日**に受け付けた場合は、当該リフィル処方箋による調剤を行うことは**不可**
 調剤可能な日より前に患者が来局した場合は、再来局を求めるなど適切に対応する

薬局での 処方箋の取扱い 反復利用 3回可の場合	1回目又は 2回目の調剤	記載欄に、 調剤日、次回調剤予定日を記載 余白又は裏面に 薬局名及び薬剤師の氏名を記載 写しを保管し、処方箋は患者に返却
	3回目の調剤	総使用回数の調剤が終わった場合、 調剤済処方箋として保管
調剤するに 当たっての 薬局薬剤師の 対応	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の服薬状況等の確認を行い、リフィル処方箋による調剤が不適切と判断した場合には、調剤を行わず、受診勧奨を行うとともに、処方医に速やかに情報提供 ・調剤した場合は、調剤した内容、患者の服薬状況等について必要に応じ処方医へ情報提供 	
患者に対する 薬局薬剤師の 説明	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の薬局で調剤を受けるべきであることを説明 ・患者の次回の調剤を受ける予定を確認 ・予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により調剤の状況を確認 ・患者が他の薬局において調剤を受けることを申し出ている場合は、当該他の薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供 	

疑義解釈 2022年3月31日① 問8
 ・リフィル処方箋の写しは、調剤の終了日から**3年間保管する**

疑義解釈 2022年3月31日① 問6
 ・「リフィル処方箋により調剤した場合は、調剤した内容、患者の服薬状況等について必要に応じ**処方医へ情報提供**を行うこと」とされているが、この場合において、**算定要件を満たしていれば、服薬情報等提供料1又は2を算定可**

疑義解釈 2022年3月31日① 問9
 (一般名処方によるリフィル処方箋を受け付けた場合の、2回目以降の調剤の取り扱い)
 ・2回目以降の調剤においても、一般名処方されたものとして取り扱うことで差し支えないが、初回来局時に調剤した薬剤と同一のものを調剤することが望ましい

リフィル処方箋 による調剤	・リフィル処方箋による調剤を行う場合は、所定の要件を満たせば、 調剤技術料及び薬学管理料を算定できる なお、リフィル処方箋による調剤を行うごとに、処方箋受付回数1回として取扱う
------------------	--

オンライン服薬指導・リフィル処方箋についてのまとめと今後の考察

オンライン服薬指導

- ・オンライン服薬指導の特性や患者ニーズを考慮の上、スムーズな処方箋や薬剤の受け渡し、服薬指導やフォローアップの方法について検討が必要

リフィル処方箋

- ・薬剤師が調剤可否を判断、その判断については、処方元とのすり合わせの必要性も考えられる
- ・基幹病院においては、改定に伴う役割の明確化や報酬の後押しもあり、積極推進の可能性あり
病院近隣の薬局では、患者の動向に影響
- ・厚労省の調査では、
症状が安定した患者に一定のニーズ
生活圏にある薬局を継続利用の意向も

処方箋の反復利用に対する患者の意向

リフィル処方箋を利用したいと思うか (n=1,466)



リフィル処方箋の仕組みを利用したいと思う場合

- ・症状が長期に安定しているとき
- ・忙しくて診察に行く時間が確保できないとき

リフィル処方箋で薬の交付を受ける場合

- | | | |
|----------------|-------------|-------|
| 1回目に
行く薬局 | ・生活圏の中にある薬局 | 54.6% |
| | ・医療機関の近隣の薬局 | 33.3% |
| 2回目以降
に行く薬局 | ・1回目に利用した薬局 | 65.7% |
| | ・生活圏の中にある薬局 | 21.3% |

【中医協総会2021年12月8日資料より日医工（株）が加工】

いずれも、急速な普及・浸透は想定しづらいが、電子処方箋の導入（2023年1月）で課題が解決され、また、患者ニーズの高まりに伴い、一気に進展する可能性も

そうになると、医師も薬剤師も、かかりつけ機能の重要性がより鮮明に